



発行所 神戸商工会議所  
〒650 神戸市中央区港島中町6-1  
☎078-303-5812  
印刷所 大神印刷株式会社  
(平成2年6月22日第3種郵便物認可)

阪神大震災により被害を受けられた会員事業所の皆様方からお見舞いを申し上げます。

今回の震災では三万名を超える死傷者を数えるとともに、六甲以南の市街地は悉く灰塵に帰し、さながら、終戦直後のような惨状を呈しております。

また、港湾施設や交通機関も壊滅的打撃を受け、神戸経済もまた有史以来最大の危機に瀕しております。

会員の皆様におかれましても、肉親や従業員を失い、あるいは住む家や、事業所を失い、悲嘆と苦境のさなかにある方が多数あることを思い、ただただ、胸いたむ思いが募るばかりであります。

神戸は、明治の開港以来、阪神大水害や戦災など幾多の災害をこうむって参りました。しかしながら、私達の先人は、度重なる厄災を受けるごとに、悲しみを乗り越え、勇を鼓して復興に取り組み、昨日までの殷賑たる神戸を築いて参りました。

この美しい神戸をむさび減じさせるわけには参りません。今一度気を取りなおして一日も早く神戸をこれまで以上に立

牧会頭を本部長に災害対策本部設置

本所は一月二十日に牧会頭を本部長とする「災害対策本部」をポートアイランドの神戸商工会議所会館内に設置した。また、その出先として、仮事務所をハーバーランド(神戸市産業振興センター五F)および東神戸支部、垂水支部、北支所の四カ所に設置した。な

急融資、復旧関連の法律相談・経営相談など

急融資、復旧関連の法律相談・経営相談など、窓口の設置③「神戸商工会議所兵庫支部」の六階に設け、本所からも経営指導員が常駐し、相談に当たっている。

派な街に復興し、後世に引き継いでいくことが私達の責務であります。

当商工会議所におきましては、一月二十日に災害対策本部を設置し、会員の皆様の実態把握に努めるとともに、政府や関係機関に対し緊急対策の要望などを積極的に行っているところであり、被災した中央、兵庫、西神戸の各支部に替わり、ハーバーランドに中部支部をおいて緊急融資をはじめとする被災事業者の皆様からの様々な相談に応じる体制を整えております。

被災から半月あまりを経過し、あちこちから復興にむけた力強い槌音が響くようになって参りました。どうか会員の皆様におかれましては今しばらく極めて厳しい試練が続くことと存じますが、神戸経済の復興に向け、不屈の精神をもって、御尽力賜りますようお願い申し上げます。

神戸商工会議所  
会頭 牧 冬彦

災害対策本部

中央区港島中町六丁目一  
番(ポートアイランド内)  
総務関係(義援金その他)  
☎303・5801  
FAX303・2312

西支支部(垂水支部)

垂水区日向一六一一  
二〇六(レバンテ垂水三  
番館三F)  
☎706・1234  
FAX706・1235

貿易証明の発給

本所では、地震発生後も貿易証明発給業務を通常通り(午前九時から午後四時三〇分まで)行っております。但し、今般の阪神大震災の影響で、阪神間の交通がまひ状態になっており、本所へのアクセスが困難になっている事業所も少なくないと思われ、そこで、大阪商工会議所ならびに兵庫県の商工会議所に証明発給事務を委託した結果、快諾を得ることができ、発給可能になりましたので、遠隔地にある本所の貿易関係証明申請登録業者におかれましては、あらかじめ本所に連絡の上、本所登録証をご持参いただき、最寄りの商工会議所で申請手続きをお願いいたします。

経済復興に向けて首相、関係大臣などへ緊急要望

本所では、この度の阪神大震災によって壊滅的な打撃を受け、危機的な状況に陥っている神戸をはじめとする阪神地域の経済復興へ向け、各種要望を緊急に取りまとめ、関係機関へ建議した。

去る一月三十日には、牧会頭が上京し、関係各省の大臣、次官や日銀総裁、地元選出国議員などに要望書を手渡し、国の支援を強く要請した。これに対し、松尾運輸次官、望月建設次官、藤原国土庁次官らは、「政府としても被災地域の早期復興に向けて万全の支援策を講じて参りたい」と、国を挙げた取り組みへの姿勢を明らかにした。

※本所がこれまで行った要望は次の通り。  
●「兵庫県南部地震への対応に関する緊急要望」(二月二十三日、要望先:首相、蔵相、日銀総裁他)  
●「兵庫県南部地震被災企業への支援に関する要望」(二月十六日、要望先:日本開発銀行)  
●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

●「兵庫県南部地震被災企業への支援について要望」(去る一月三十日、要望先:)

共済制度ご加入者へのお知らせ

地震により、社屋、事務所などが使用できない場合や掛金振替金融機関の口座変更がある場合は至急ご連絡ください。

被災されたご加入者に関する保険金、一時金、給付金のご請求に必要な書類については、なるべく簡略なお取り扱いをいたしますので、本所共済事業チームへお問い合わせください。

<生命共済・ご加入事業主の皆様へ>

○地震により、ご加入者が死亡されたり、けがで入院(5日以上120日限度)の場合は、なるべく早めにご連絡ください。

○地震により、ご加入者が死亡された場合、災害保険金をお支払いいたします。

<特定退職金共済・ご加入事業主の皆様へ>

○地震により、被共済者(加入従業員)が死亡された場合は、遺族に遺族一時金をお支払いいたしますので、なるべく早めにご連絡ください。

<個人搬出制年金共済・ご加入の皆様へ>

○地震により、ご加入者が死亡された場合、遺族に遺族一時金をお支払いいたします。遺族一時金は、月払加入者数一口について死亡時の積立金額に1,000円加算されます。

【共済制度のお問い合わせ先】共済事業チーム(☎303・5809)または、加入手続きをとられた委託生命保険会社へ

兵庫県南部地震中小企業総合相談所の開設

国、県、市、商工会議所等の関係団体が一体となって、被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、下記により「兵庫県南部地震中小企業総合相談所」を設置致しましたので、ぜひご利用下さい。

- 1. 開設場所 神戸市産業振興センター6階(中央区東川崎町1-8-4) ☎360-3211
- 2. 開設時間 10:00~17:00(土曜・日曜も開設)
- 3. 相談内容 (1) 当面する事業再開に関する相談(金融、保険、従業員対策、受発注等) (2) 今後の事業計画、経営計画に関する相談
- 4. 体制 通産省(中小企業庁、近畿通産局)、兵庫県、神戸市、政府系3金融機関(国民金融公庫、商工中金、中小企業金融公庫)、中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合等の職員を配置



## 雇用維持に 労働省が助成金支給

一、事業主の方々に対する雇用調整助成金の特例措置について  
 ◎対象事業主は  
 雇用保険に加入して、神戸市など被災地域内に所在する事業所の事業主の方。  
 ◎支給内容は  
 今回の被災に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ休業などを行いながら、従業員（雇用保険に加入していることが必要です。）の雇用維持を図られた被災地域内の事業主の方に対して休業手当など（注一）に  
 関する資金負担額の一部（大企業 $\frac{1}{2}$ 、中小企業 $\frac{3}{4}$ （注二）を助成いたします。  
 （注一）休業手当は賃金の60/100以上支給することが必要です。  
 （注二）支給額については、暫定措置により平成七年三月三十一日までの一年間です。  
 二、従業員の方々に対する

# 政府系金融機関等 災害特別融資を実施

中小企業の災害復旧のために、政府系中小企業金融機関、中小企業事業団が次表のとおり貸付限度額の別枠措置、貸付期間及び据置期間の優遇措置などを内容として、簡易かつ迅速な融資の取り扱いを開始しました。  
 また、政府系中小企業金融機関においては、既往貸付金の償還猶予についても個々の被災中小企業者の実情に応じて弾力的な取り扱いを行っています。  
 詳細については、次表の照会先へお問い合わせください。  
 なお、兵庫県及び神戸市においては一月三十一日現在、中小企業の災害復旧のための金融支援について検討中です。

機 関 名	中小企業金融公庫	国民金融公庫	商 工 中 金	中小企業事業団
制 度 名	災 害 復 旧 貸 付	災 害 貸 付	災 害 復 旧 貸 付	傷 病 災 害 時 貸 付
ご 利 用 方 ご いた だ け る 方	1. 直接に被害を受けられた中小企業の方 2. 取引先等が被災したために、売上の減少など間接的な被害を受けられた中小企業の方 3. 直接又は間接的に被害を受けられた中小企業のうち被害の程度がとくに甚大な方（1及び3については市区長等が発行する災証明書等が必要となります。）	同 左	同 左	小規模企業共済契約者
貸 付 限 度 額	別枠 1.5億円 （うち特別利率分については1,000万円（組合は3,000万円））	別枠 3,000万円 （同 左）	組 合 200億円 組 員 20億円 （同 左）	500万円
貸 付 期 間	10年以内	10年以内	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内	3年以内（半年賦）
据 置 期 間	2年以内	2年以内	3年以内	なし
貸 付 利 率	年4.9% 年3.0%または4.45% （4年目以降年4.9%） 被害の状況により、適用利率が異なります。	同 左	年4.9%（11年目以降は5年毎に見直し） 年3.0%または4.45% （4年目以降年4.9%） 被害の状況により、適用利率が異なります。	年5.0%
照 会 先	・中小企業金融公庫 神戸相談所 ☎362-4935・4937	・国民金融公庫 神戸支店 ☎341-4981 明石支店 ☎912-4114 東灘支店 ☎(0798)26-9220	・商工中金 神戸支店 ☎391-7541	・商工中金 神戸支店 ☎391-7541
なお、各機関ともハーバーランドの神戸市産業振興センター6階に設置している「中小企業総合相談所」（☎360-3211）においても相談を承っています。				

失業給付の特例措置について  
 ◎神戸市等災害救助法の適用地域にある事業所が被災により休止・廃止され、一時的に離職を余儀なくされた雇用保険の被保険者の方は、その離職前の事業所に再雇用されることとが予定されている場合、一定要件の下、雇用保険の基本手当の受給ができません。  
 ◎神戸市等激甚災害地域にある事業所主が被災により休止・廃止され、休業を余儀なくされた雇用保険の被保険者の方は、平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間、離職していても一定要件の下、雇用保険の基本手当の受給ができません。  
 三、問い合わせ先  
 神戸公共職業安定所  
 ☎393・1071  
 灘公共職業安定所  
 ☎291・8609  
 おことわり  
 KOBE会議所ニュース一月号は阪神大震災のため休刊とさせていただきます。ご了承下さい。

### 事業復興に 会議所ニュースをご利用下さい

次号から会議所ニュースに会員企業の皆様の事業復興に関する情報交換のページを設けます。オフィス情報や復興のための資料など、求めているものや提供できるものの情報を編集部までお寄せ下さい。

神戸商工会議所経済情報センター  
 TEL 303-5812 FAX 303-2313  
 〒650 中央区港島中町6丁目1番

### ○お願い

本所では、電話などで会員の皆様の被災状況把握に努めております。大変おとりこみのところ誠に恐縮に存じますが、被災された会員様は、下記の事項について、FAXまたは電話でご一報頂きますようお願い申し上げます。

#### 消息をお知らせ下さい

神戸商工会議所災害対策本部行 FAX 303-2310 電話 303-5802

◇下記の該当事項に○印をつけて下さい。

- 代表者の安否について
 

(1) 無事	(2) 死亡	(3) ケガ	( ) 週間以上
--------	--------	--------	----------
- 従業員の安否について
 

(1) 無事	(2) 死亡	( ) 人	(3) ケガ	( ) 人
--------	--------	-------	--------	-------
- 店舗・事務所について
 

(1) 異常なし	(2) 全壊	(3) 一部崩壊
----------	--------	----------
- 営業の可否について
 

(1) 営業可能	(2) 営業不可
----------	----------

「(2) 営業不可」に○をされた方にお尋ねします。  
再開のメドは、(平成) 年 月 頃
- その他連絡事項（今回の災害復旧等について行政などへのご意見・ご要望があれば記入下さい）

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

会員番号 ( ) )  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

なお、所在地等連絡先を変更された方は、下記にご記入下さい。

□連絡先  
 (〒 ) \_\_\_\_\_ )  
 電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_